

年金請求の事務処理に係る標準処理期間について

公立学校共済組合運営規則第 5 条により支部において処理することとされている事項のうち長期給付にかかる事項について、行政手続法第 6 条に規定する標準処理期間は下記のとおりです。

標準処理期間

(1) 年金決定に係る請求関係

区 分	標準処理期間	(うち山形支部)
老 齢 厚 生 年 金	4 カ月	(2 カ月)
老齢厚生年金(年度末退職)	4 カ月	(2 カ月)
減 額 老 齢 厚 生 年 金	4 カ月	(2 カ月)
遺 族 厚 生 年 金	4 カ月	(2 カ月)
障 害 厚 生 年 金	4 カ月	(2 カ月)
障 害 一 時 金	4 カ月	(2 カ月)

(2) 障害程度の認定を要する者の請求関係

区 分	標準処理期間	(うち山形支部)
老 齢 厚 生 年 金	6 カ月	(1 カ月)
遺 族 厚 生 年 金	6 カ月	(1 カ月)
障 害 厚 生 年 金	6 カ月	(1 カ月)
障 害 一 時 金	6 カ月	(1 カ月)

(3) 年金額及び支給年額の改定関係

区 分	標準処理期間	(うち山形支部)
老 齢 厚 生 年 金	3 カ月	(1 カ月)
遺 族 厚 生 年 金	3 カ月	(1 カ月)
障 害 厚 生 年 金	3 カ月	(1 カ月)

(注) 標準処理期間とは、請求書等が所属所に受理されてから、交付または支給までの処理に要する期間です。

書類不備等により是正を求める補正の期間は含まれておりません。